

固 定 料 金 プ ラ ン

(需給契約条件[高圧・特別高圧])

2025年4月1日 実施

九電ネクスト株式会社

固定料金プラン（需給契約条件[高圧・特別高圧]）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	契約期間	1
3	料 金	1
4	使用電力量等の算定	2
5	需給契約の消滅	3
6	需給開始後の需給契約の消滅にともなう料金の精算	3
7	違 約 金	3
8	そ の 他	4
	附 則	5
	料 金 表	6

1 対象のお客さま

この需給契約条件[高圧・特別高圧]（以下「この契約条件」といいます。）は、当社が別に定める電気供給条件[高圧・特別高圧]（以下「供給条件」といいます。）の常時供給電力の適用範囲に該当するお客さまで、一般送配電事業者または配電事業者（以下「需要地一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の高圧標準接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービス、特別高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

2 契約期間

契約期間は、原則として、料金適用開始の日から、翌年度4月に電力量または30分ごとの需要電力量の最大値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）の前日までといたします。

なお、年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいい、契約期間の延伸はいたしません。

3 料 金

常時供給電力、自家発補給電力および予備電力における料金は、供給条件14[常時供給電力(5)料金]、15[自家発補給電力(3)料金]および16[予備電力(3)料金]によらず、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時供給電力の基本料金は、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(1) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、【固定料金プラン料金表】のとおり

といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（供給条件15[自家発補給電力]および供給条件16[予備電力]によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(2) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、需要地一般送配電事業者等の託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

4 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は、需要地一般送配電事業者等が定める託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 当社は、需要地一般送配電事業者等から受領した検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要

電力は、過去の実績等を参考に、需要地一般送配電事業者等と当社との協議によって定め、お客さまに通知いたします。

5 需給契約の消滅

お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則としてその廃止期日の3か月前までに当社へ文書により通知していただきます。

6 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金の精算

供給条件34[需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金の精算]に定める料金の精算については、適用いたしません。ただし、当社が需要地一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

なお、当社が上記に抛らず、個別に精算方法をお知らせした場合は、その精算方法にて精算いたします。

7 違 約 金

当社は、お客さまが供給条件28（違約金）(1)イまたはロに該当する場合には、供給条件28（違約金）によって算定された違約金を、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、(1)または(2)によって算定された違約金を、それぞれ申し受けます。

(1) 需給契約の成立後で、需給開始前に需給契約を消滅する場合の違約金は次のとおりといたします。

$$\text{違約金} = \begin{array}{l} \text{契約電力} \\ \text{(需給契約成立時)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{【固定料金プラン料金表】} \\ \text{の基本料金単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{需給開始日から契約期間} \\ \text{満了時までの期間} \end{array} \times 1.5$$

(2) 需給開始後から契約期間満了前に需給契約を消滅する場合の違約金は次のとおりといたします。

$$\text{違約金} = \text{契約電力} \times \left[\begin{array}{l} \text{【固定料金プラン料金表】} \\ \text{の基本料金単価} \end{array} \right] \times \frac{\text{消滅日から契約期間満了時までの期間}}{\text{(最終請求月)}} \times 1.5$$

なお、当社が(1)または(2)の違約金算定方法に拠らず、個別の算定方法をお知らせした場合は、それによる違約金を申し受けます。

(3) (1)または(2)において、日割計算を実施する場合は、供給条件21(日割計算)に準じて、違約金を算定いたします。

8 そ の 他

(1) この契約条件の内容は、法令等にもとづき開示が求められる場合を除き、お客さまによる第三者への開示ができないものといたします。

(2) 需要地一般送配電事業者等が託送約款等の内容を変更した場合は、変更後の内容によるものとします。なお、託送約款等に定める料金単価を参照している場合の料金単価および損失率は、変更の直後の計量期間等の始期から適用いたします。

(3) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

附

則

(この契約条件の実施期日)

この契約条件は、2025年4月1日から実施いたします。

固定料金プラン 料金表

【常時供給電力】

3（料金）（1）の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき、当社が送付する電力需給契約成立のお知らせまたはご契約内容変更のお知らせ（以下「契約成立のお知らせ等」といいます。）に記載の単価を適用いたします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、契約成立のお知らせ等に記載の単価を適用いたします。

【自家発補給電力】

3（料金）（1）の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

(1) 基本料金は、お客さまの供給電圧に応じて、1キロワットにつき、需要地一般送配電事業者等が託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける基本料金の料金単価を適用いたします。

なお、まったく電気の供給を受けない場合においても該当料金を適用いたします。

(2) 力率割引および割増しは，適用いたしません。

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量につき，常時供給分によって使用した電気とみなし，常時供給分の該当料金単価を適用いたします。

【予備電力】

3（料金）（1）の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，お客さまの供給電圧に応じて，1キロワットにつき，需要地一般送配電事業者等が託送約款等に定める予備送電サービスにおける基本料金の料金単価を適用いたします。

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量につき，常時供給分の該当料金を適用いたします。なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。